平成２９年（フ）第５号
広島県三次市三次町1772番地４
破産者　亀岡　敏春
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第７号
福岡県田川郡川崎町大字田原1845番地の１
破産者　相良　智郎
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３３０号
川崎市幸区南幸町２丁目17番地１　イーリスネオ　612、前住所兵庫県明石市中崎２丁目５番６－401号
破産者　福井　誠之
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０９３号
愛知県尾張旭市根の鼻町２丁目１番地２　メゾン東栄Ａ－305
破産者　佐藤　康之
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８１０号
愛知県日進市浅田平子３丁目111番地　ＡＢＥＹ　ＲＯＡＤ202
破産者　山口　諒
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６０号
神戸市須磨区南落合２丁目２番511－405号
破産者　森本　弘之
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６号
神戸市兵庫区西柳原町６番７－503号
破産者　山田　典子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５０号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番12－501号
破産者　田中　　心
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
仙台市太白区緑ケ丘２丁目18番12号　ティエラグリーンⅠ－205
破産者　三浦　　敏
法定代理人成年後見人　小園　　彰
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２０８号
秋田県鹿角市十和田山根字大清水27番地、旧住所神奈川県横浜市磯子区栗木２丁目10番30号
破産者　笹本　俊男
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１８号
横浜市緑区長津田６丁目15番３号　Ｆｗａｌｔｙｍ202号
破産者　井上　隆司
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２号
静岡県浜松市中区富塚町175番地の１ヴィラ富塚202
破産者　増野　　務
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７２３号
京都市南区東九条東松ノ木町１番地１棟404号
破産者　青木憲源こと　ＬＥＥ　ＨＥＵＮＷＯＮ　李　　憲源
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
広島県呉市焼山本庄４丁目４番19号
破産者　茨木　美雪
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４号
香川県高松市福岡町３丁目27番５号
破産者　三好　邦子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８６号
熊本県上益城郡益城町大字安永485番地１エレガンテ・アロッジオＫ106号、開始決定時の住所熊本県上益城郡益城町大字安永718番地１
破産者　森永惠美子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５００号
熊本市東区小山２丁目６番117号　クラシカルハイツ満永103、開始決定時住所熊本市西区春日７丁目15番50－506号　春日スカイマンション
破産者　浅野　彰浩
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係